

(新) エコ住宅普及促進事業（エネ特会）	100百万円（0百万円）
----------------------	--------------

地球環境局地球温暖化対策課

1．事業の概要

家庭の省CO₂化を図るためには、住宅の省CO₂性能を向上させることが必要不可欠であり、リフォームなどの機会を捉えて代エネ・省エネ設備や省エネ資材等の導入拡大を図ることが重要である。

省CO₂性能が高い住宅（以下、エコ住宅という。）の構築に関しては、新築については省エネ法や住宅性能表示制度による進展は見られるものの、リフォームについては対策技術はあるものの、実態としては進んでいない。このため、一部の環境問題に熱心な層への限定的な普及になっており、全国的な広がりを見せていないのが現状である。

そこで、エコ住宅の普及を加速化させ、家庭部門における大幅な二酸化炭素削減を図るため、地球温暖化対策地域協議会やリフォーム業界、部材メーカーなどから構成される「エコリフォームコンソーシアム」（仮称）を設立して、リフォーム目的に応じた簡単なエコリフォームに誘導する普及啓発事業や家庭でできるエコリフォーム技術の発掘などを行うとともに、地域協議会の連携による普及啓発能力アップを行う。

2．事業計画

地域協議会、リフォーム業者や部材メーカーなどからなる「エコリフォームコンソーシアム」（仮称）の運営及び技術情報収集・実証、普及啓発手法検討、普及啓発の実施、フォーラムの開催

3．施策の効果

- 住宅分野での低炭素住宅への転換を促進することで第1約束期間における家庭部門の排出量削減に資する。
- 2050年の低炭素住宅のモデルを示すことによって、クールアース50を牽引する。

4．備考

委託費 100百万円

エコ住宅普及促進事業

エコ住宅の普及を図るため、「エコリフォームコンソーシアム（仮称）」を設立し、費用性を考慮しリフォーム内容に応じた「エコリフォーム簡単ガイド」等を作成するとともに関係業界や地域協議会、NPO等と連携した普及啓発を実施することによりエコリフォームの着実な実施につなげる。

